# 令和三年度千葉県県立高等学校第一学年入学者選抜要項

## 第一 入学者選抜の種類

選抜及び通信制の課程の入学者選抜とする。高等学校の特別入学者選抜、地域連携アクティブスクールの入学者選抜、秋季入学者特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜、連携型入学者選抜の種類は、一般入学者選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の

大学者選抜(秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜(一期入学者選抜を除入学者選抜(秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜(一期入学者選抜及び通信制の課程を全別を除く。以下第一において同じ。)においては、本検査を令和三年二月二十四日(水曜日)とで実施するとともに、インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全てに実施するとともに、インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全で実施するとともに、インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全てに実施するとともに、インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全て、人学者選抜、外国人の特別入学権選抜を除る。

を行うことがある。 たない場合等における第二次募集及び追加募集(定時制の課程の入学者選抜に限る。)なお、入学者選抜においては、前記以外の期日に、入学許可候補者が募集定員に満

展友と言う。 抜及び四期(秋季入学)入学者選抜を、三部制の定時制の課程においては秋季入学者抜及び四期(秋季入学)入学者選抜を、三部制の定時制の課程においては二期入学者選抜、三期入学者選

### 第二 一般入学者選抜

全日制の課程(地域連携アクティブスクールを除く。)及び定時制の課程の全ての全日制の課程(地域連携アクティブスクールを除く。)及び定時制の課程の全てのおいて募集で員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」にそれぞれについて募集定員から転入学者選抜枠は、午前部、午後部及び夜間部のなお、三部制の定時制の課程の一般入学者選抜枠は、午前部、午後部及び夜間部のなお、三部制の定時制の課程の一般入学者選抜枠は、午前部、午後部及び夜間部のなお、三部制の定時制の課程の自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による代表がである。

# 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

### 提出書類

入学願書、調査書等

### 提出期間及び受付時間

2

受付時間は九日(火曜日)及び十日(水曜日)にあっては午前九時から午後四時提出期間は令和三年二月九日(火曜日)、十日(水曜日)及び十二日(金曜日)とし、

三十分まで、十二日(金曜日)にあっては午前九時から正午までとする。

### 3 提出先

志願する高等学校の校長

## 二 志願又は希望の変更

種類、課程、学科並びに三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の

## 2 受付期間及び受付時間

にあっては午前九時から午後二時までとする。は十七日(水曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分まで、十八日(木曜日)受付期間は令和三年二月十七日(水曜日)及び十八日(木曜日)とし、受付時間

# 入学願書等の提出期間等の特例

□に該当する者に対し特例を認める。 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の⑴又は

校を新たに志願しようとする者願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県県立高等学願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県県立高等学派、入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志

をしようとする者した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更にた高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願

(A) (本曜日)にあっては午前九時から午後二時までとする。 一、受付時間は十七日(水曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分まで、 一、受付時間は十七日(水曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分まで、 一、受付時間は十七日(水曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分まで、 一、受行時間は十七日(水曜日)及び十八日(木曜日)と 一、受行時間は十七日(水曜日)とのでは、 一、できる。

### 四 検査の期日

五 検査の内容 検査の内容 (水曜日)及び二十五日(木曜日)

### □ 学力検査の内容

1

第一日の検査の内容

教科
時間
配点

三教科と定めた高等学校に限り実施する。) 学校設定検査(定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の

### 2 第二日の検査の内容

□ 学力検査の内容

理科・社会	教科
各教科五十分	時間
各教科百点	配点

施できない場合は、第二日に実施することができる。 三教科と定めた高等学校を除き、実施する。ただし、当該高等学校が第一日に実 学校設定検査(定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の

#### 六 追検査

提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

2 提出期間及び受付時間

三月一日 時間は二月二十六日(金曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分までとし、 提出期間は令和三年二月二十六日(金曜日)及び三月一日(月曜日)とし、 (月曜日) にあっては午前九時から正午までとする。

3 提出先

志願した高等学校の校長

- 調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、 行うものとする。 各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を 中学校(義務教育学校を含む。第七を除き、以下同じ。)の校長から送付された
- 成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜 の資料の配点は各高等学校において別に定める。 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の

ための資料に加えることができる。 うとする事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明しよ

- 五倍又は二倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなすことができる。 理数に関する学科を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を一・
- 倍又は二倍した値を英語の得点とみなすことができる。 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を一・五
- の得点を一倍から三倍までの範囲内で当該高等学校において別に定める倍率を乗じ 願する者については、学力検査の五教科のうち、志願者が出願時に申告した三教科 た値をそれぞれの教科の得点とみなすものとする。 二部制の定時制の課程の学力検査を実施する教科を五教科と定めた高等学校を志

# 入学許可候補者の発表の日時及び場所

1

令和三年三月五日(金曜日)午前九時

2 場所

志願した高等学校

九 第二次募集等

制の定時制の課程を除く。)にあっては入学許可候補者が募集定員に満たない場合、 全日制の課程(地域連携アクティブスクールを除く。)及び定時制の課程(三部

第二次募集を行う。

場合、第二次募集を行う。 人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない 三部制の定時制の課程にあっては入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定

2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる

提出期日及び受付時間

時三十分までとする。 提出期日は令和三年三月十日(水曜日)とし、受付時間は午前九時から午後四

提出先

志願する高等学校の校長

3 志願又は希望の変更

二 一般入学者選抜」の九、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜 る。この場合において、志願又は希望の変更後の志願先となる高等学校は、「第 の九又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二を行う高等学校とする。 の種類、課程、学科並びに三部制の定時制の課程の部の変更をすることができ 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜

受付期日及び受付時間

四時三十分までとする。 受付期日は令和三年三月十一日 (木曜日)とし、受付時間は午前九時から午後

令和三年三月十五日(月曜日

4

検査の期日

検査の内容

5

選抜方法

6

面接及び各高等学校において別に定める検査

能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。 おいて別に定める検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校に

調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び各

とし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。 高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するもの

の資料に加えることができる とする事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のため また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明しよう

入学許可候補者が募集定員に満たない場合には、令和三年三月末までに追加募集を行 定時制の課程(三部制の定時制の課程を除く。)において、第二次募集を行っても

た人数に満たない場合には、令和三年三月末までに追加募集を行う。 から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じ 三部制の定時制の課程において、第二次募集を行っても入学許可候補者が募集定員

集する人数に加える ら転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた 人数に満たない場合には、当該満たない人数を「第九 秋季入学者選抜」において募 三部制の定時制の課程において、追加募集を行っても入学許可候補者が募集定員か

# 入学許可候補者の発表の日時及び場所

#### 日時

令和三年三月十七日(水曜日)午前十時

志願した高等学校

### 第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜

いて特別に入学者の選抜を行う。 海外帰国生徒の受入校を指定し、 「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部につ

#### 志願要件

後一年以内のもの 外国における在住期間が帰国時から遡り継続して二年以上四年未満の者で、 帰国

2 内のもの 外国における在住期間が帰国時から遡り継続して四年以上の者で、帰国後二年以

# 二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

#### 1 提出書類

入学願書、 調査書、 海外在住状況説明書等

# 提出期間、受付時間及び提出先

2

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

### 志願又は希望の変更

1

種類、課程及び学科の変更をすることができる。 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の

### 2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

### 四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

#### Ŧī. 検査の期日

令和三年二月二十四日

#### 六 検査の内容

1 学力検査の内容

国語・数学・英語	教科
国語・数学は各五十分、英語は六十分	時間
各教科百点	配点

#### 2 学校設定検査

#### 七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

#### 八 選抜方法

# 「第二 一般入学者選抜」の七の1及び2に定めるところによる。

九

入学許可候補者の発表の日時及び場所

# 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

### 十 海外帰国生徒の受入校等の指定

受入校、課程及び学科については、別に定める。

### 第四 外国人の特別入学者選抜

別に入学者の選抜を行う。 外国人の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特

### 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住しているか又は居住予定のある外国籍の者等のう 入国後の在日期間が三年以内のもの

# 二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

#### 1 提出書類

入学願書、調查書、外国人特別措置適用申請書等

### 2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

### 三 志願又は希望の変更

「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる

### 兀 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる

### 五.

「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。

### 六 検査の内容

面接及び作文(いずれも英語又は日本語による。

#### 七追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

### 八 選抜方法

並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行う中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査

に加えることができる。事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料事杯について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明したい

# 九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

# 十 外国人の受入校等の指定

受入校、課程及び学科については、別に定める。

# 第五 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。 「第二 一般入学者選抜」及び「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

#### 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住しているか又

は居住予定のある者のうち、帰国して三年以内のもの

いた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。なお、中国等引揚者とは、昭和二十年九月二日以前から引き続き中国等に居住して

# 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

#### · 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

# 2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

## 三 志願又は希望の変更

「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。

# 四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

### 五 検査の期日

六

検査の内容

「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。

### 面接及び作文

### 七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

### 八 選抜方法

の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類

総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

に加えることができる。事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明したい

# 入学許可候補者の発表の日時及び場所

九

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる

# 第六 成人の特別入学者選抜

部について特別に入学者の選抜を行う。 定時制の課程において、成人に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一

志願要件

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

令和三年三月三十一日に満二十歳に達している者

### 提出書類

入学願書、

成人の特別入学者選抜志願申請書等

# 2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる計一具

### 志願又は希望の変更

種類、課程並びに三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。 1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の

## 2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

# 四 入学願書等の提出期間等の特例

- 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の○又は

# 口に該当する者に対し特例を認める。

○ 一入学願書等の提出期間を経過した後に、志願者本人等の転居により、志願した○ 一入学願書等の提出期間を経過した後に、志願者本人等の転居により、志願した

# 等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしよ | 志願又は希望の変更の受付期間中に、志願者本人等の転居により、志願した高

うとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びに受付時間

「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。

五 検査の期日

「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。

六 検査の内容

面接及び作文

七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

八 選抜方法

の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜

九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる

第七 連携型高等学校の特別入学者選抜

して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。連携型高等学校において、当該連携型高等学校と連携する中学校からの志願者に対

**志願要件** 

連携する中学校の校長の承認を得た者

提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等

提出期間、受付時間及び提出先

2

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

志願又は希望の変更

種類の変更をすることができる。

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

五 検査の期日

検査の内容

「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。

連携型高等学校において別に定める検査

六

七

追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

八 選抜方法

者の選抜を行うものとする。料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学に定める書類等の審査及び連携型高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別

に加えることができる。事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明したい

入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる

第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜

により入学者の選抜を行う。期待する生徒像に基づき、各高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等期待する生徒像に基づき、各高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等地域連携アクティブスクールに指定された高等学校において、各高等学校が定めた

提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

一志願の変更

- 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる

三 入学願書等の提出期間等の特例

する者に対し特例を認める。 1 入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次の⑴又は⑴に該当

ブスクールの入学者選抜を実施する千葉県県立高等学校を新たに志願しようとす願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティ』 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志

学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクール() 志願の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等

の入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者

「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。 人学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間並びに受付時間

四 検査の期日

「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。

五 検査の内容

各高等学校において別に定める検査

#### 六 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる

### 七

る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。 める検査の結果を選抜の資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において別に定

事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料 に加えることができる。 また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明したい

入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

### 第二次募集

入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。

提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の九の2に定めるところによる。

出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

受付期日及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の九の3の口に定めるところによる。

### 3

各高等学校において別に定める検査

### 選抜方法

「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。

#### 第九 秋季入学者選抜

及び書類審査等により入学者の選抜を行う。 三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員 部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果

て募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。 なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについ

提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる

## 提出期間及び受付時間

は十八日(水曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分まで、十九日(木曜 提出期間は令和三年八月十八日(水曜日)及び十九日(木曜日)とし、受付時間

日)にあっては午前九時から午後四時までとする。

3

志願する高等学校の校長

### 検査の期日

令和三年八月二十三日 (月曜日)

#### 三 検査の内容

学校設定検査

#### 四 選抜方法

定して入学者の選抜を行うものとする。 の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜

に加えることができる。 事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料 また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明したい

五 入学許可候補者の発表の日時及び場所

#### 1 日時

令和三年八月二十五日(水曜日)午前十時

#### 場所

志願した高等学校

## 通信制の課程の入学者選抜

通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、

いて別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、一期から四期(秋季入学)までの募集人員については、それぞれ別に定める。

### 一期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

### 2

出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

## 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる

# 入学願書等の提出期間等の特例

する者に対し特例を認める。 入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次の①又は□に該当

期入学者選抜を実施する千葉県県立高等学校を新たに志願しようとする者 願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志

志願の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等

高等学校にお

抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者 学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一期入学者選

4

「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。

5 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

6 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる

7 選抜方法

める検査の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び高等学校において別に定

能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする

資料に加えることができる い事柄について、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための また、欠席が多い理由、障害があることによって生ずる事柄その他特に説明した

入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

(--)

二 二期入学者選抜

提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

提出期日、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の九の2の□及び回に定めるところによる。

志願の変更

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の2の()に定めるところによる

(二) 受付期日及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の九の3の口に定めるところによる

3 検査の期日

「第二 一般入学者選抜」の九の4に定めるところによる。

4 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

5 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。

6 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の九の9に定めるところによる。

三 三期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

提出期間及び受付時間

二日(金曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分まで、 提出期間は令和三年四月二日 (金曜日) 及び五日 (月曜日) 五日 とし、受付時間は (月曜日) に

あっては午前九時から午後四時までとする。

提出先

志願する高等学校の校長

2 検査の期日

令和三年四月八日(木曜日

3 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

選抜方法

4

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。

入学許可候補者の発表の日時及び場所

日時

5

令和三年四月十二日 (月曜日) 午前十時

(二) 場所

志願した高等学校

几 四期(秋季入学)入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

 $(\Box)$ 

提出期間は令和三年九月一日

(水曜日) 及び二日

(木曜日)とし、受付時間は

(木曜日) に

提出期間及び受付時間

あっては午前九時から午後四時までとする。 一日(水曜日)にあっては午前九時から午後四時三十分まで、二日

提出先

志願する高等学校の校長

2 検査の期日

令和三年九月八日(水曜日

3 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

4 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。

- 5 入学許可候補者の発表の日時及び場所
- (一) 日 時

令和三年九月十日 (金曜日) 午前十時

志願。

志願した高等学校

- 第十一 その他
- 二 障害のある生徒の受検に際して必要な事項は、別に定める。一 入学者選抜の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 四 この告示について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。 三 単位制による課程の第一年次入学者選抜は、この告示を準用する。
- 千葉県教育庁教育振興部学習指導課高等学校指導室この告方について不明な点がある場合に 次に問い合れせる

電話〇四三 (二二三) 四〇五六